

# 4歳以下接種 「努力義務」に

コロナワクチン

## 接種後11歳死亡

因果関係「評価できます」

生後6カ月～4歳を対象にした新型コロナウイルスワクチンについて、厚生労働省は7日、5歳以上と同様に、予防接種法上の「努力義務」を課すこととした。同日の専門家分科会で了承された。24日から接種が始まり、原則無料の公費接種となる。

子どもは感染しても軽症のケースも多いとされるが、基礎疾患がなくても重症化する場合もあり、低年齢に多くなる傾向も報告されている。一方、ワクチンは中国・武漢由来のウイルスに対応しているが、臨床試験では、オミクロン株に対するも7割程度の発症予防効果が確認されている。こうしたこと踏まえ、努

力義務を課すこととした。努力義務は、法律上は接種を受けるよう努める必要があるが、強制ではなく希望者が接種する。

また、12歳以上を対象とした米ファイザー社製のオミクロン株の「BA.5」に対応したワクチンも原則無料の公費接種となり、13日から接種が始まることが決まった。

オミクロン株のワクチンは、「BA.1」に対応したもののが9月から接種が始まっている。厚労省は来週からBA.5に対応したワクチンの配達を始める。今後、ワクチンが切り替わっていくが、開始時期は自治体ごとに異なる。

(神島司実玲)

厚生労働省の専門家部会は7日、米ファイザー社製の5～11歳向けの新型コロナワクチンを接種した11歳の男児が、接種5日後に死亡したとの報告があつたと公表した。このワクチンでの死亡報告は2例目。急性脳症が死亡につながったとみられるが、部会は現時点での接種との因果関係は評価できないとしている。

男児は9月19日にワクチンの3回目を接種した後、20日に発熱やけいれんが起き、医療機関に搬送。24日に死亡した。部会では、男児の體液などから少量の「ヒトヘルペスウイルス6」が検出されたことや、けいれんの既往歴、服用している薬が影響した可能性も否定できないと判断された。今後も解剖結果などの情報を集めるとしている。